

ずし保育園 重要事項説明書

1 事業者

設置主体	社会福祉法人 光和会
代表者氏名	理 事 長 文 山 晃
事業者の所在地	大阪府高槻市辻子3丁目53番1号

2 施設の概要

事業類型	保 育 所
名称	ず し 保 育 園
施設所在地	高槻市辻子3丁目53番1号
電話番号	072-676-3344/園携帯080-8323-5312
園長氏名	園 長 文 山 晃
利用定員	120名定員 【2号認定】 3歳児23名 4歳児25名 5歳児25名 【3号認定】 0歳児9名 1歳児17名 2歳児21名
建物	園舎；鉄骨造 建築面積 496.09 m ² 延床面積 1,229.87 m ²
施設の内容	乳児室兼ほふく室 1室 保育室 5室 乳児用トイレ 1箇所 幼児用トイレ 2箇所
園庭	有 613.13 m ²
特別保育の実施状況	延長保育（時間外保育）、障がい児保育

3 施設の目的及び運営方針

ずし保育園（以下「本園」という。）の目的は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成24年法律第67号）第39条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることであり、入園する子どもの最善の利益を考慮し、福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場の提供を行うよう努めます。

4 提供する保育の理念・方針

【保育理念】

○人とのかかわりの中で、健康・安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。

○自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培います。

○安心して預けられる保育園、家庭とのつながりを大切にして子どもの健やかな成長をはかる保育園、地域とのつながりを大切に、子育てを支援する保育園をめざします。

【基本方針】

- ☆一人ひとりの子どもの置かれている状況及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し愛情と熱意を持って、子どもが安心感と信頼性を持って活動できるようにする。
- ☆子どもの発達の課題を理解し、子ども一人ひとりの特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育する。
- ☆友だちとの交流の中から対人関係の素地を得て、善悪の基準を学び、道徳心を培っていく。
- ☆ＹＹプロジェクト（ヨコミネ式学習、以下「ＹＹＰ」）より心の力・学ぶ力・体の力を身につける。
- ☆食に関する興味や重要性を知らせ、食べる事の楽しさ、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育てる。
- ☆家庭・地域との相互の理解をはかり、コミュニケーションを大切にする。

5 給食について

給食の方針	子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量を確保できるようにします。 また、素材をそのものの味を感じ取ってもらえるよう薄味を基本とし、旬の食材を使って手作り中心の献立内容と調理工夫をしています。 年間を通じた食育目標を立て、食育計画に沿って月齢や成長に合わせた食育活動を実践し、日頃の食材に興味を持てるようにつなげていきます。
アレルギー対応	食物によってアレルギーを起こす可能性がある場合は、必ず医師の診断・検査等を受け、その結果に基づき書面より園に申し出てください。 給食において、食物アレルギーのため、除去が必要な場合は、医師の指示書に従い原因食品を除ける範囲で除去食、代用食の提供を行います。 除去食、代替食の内容については、主任、担任、栄養士によるアレルギー会議で翌月の献立について検討し、その後、保護者の方に確認していただき決定します。また、誤配膳が発生しないよう専用のトレイ、食器、名札を用いて提供していきます。
その他	保護者の方へは、毎月末までに献立をお配りします。

6 職員体制（2024年4月1日時点予定）※R6.4.1時点の産前産後・育休取得者除く。

職名	人数
園長	1 人
主任	1 人
副主任（保育士）	1 人
保育士	25 人
調理員〔内訳；栄養士2（内、兼調理師2）、調理師2〕	4 人
看護師	4 人

保育補助	3	人
事務員	1	人
園医	1	人
園歯科医	1	人
園眼科医	1	人
体操指導員（ＹＹＰ体操）	1	人
ＹＹＰトータルサポーター ※年３回のチェックとサポート	1	人
Banana Time(英語レッスン)	1	人

※なお、職員数は年度内で変動することがあります。

7 園医について

園では、嘱託医師よりそれぞれ年２回健康診断を、歯科健診・眼科検診は年１回実施します。当日、受診できない園児は、掛かり付けの医師等より受診し、結果を園までご提出ください。困って、なるべく診断日は欠席のないようお願いします。

8 保育を行う日及び時間等

開園時間と曜日	月曜日から金曜日；平日午前７時～午後７時 ・土曜日；午前７時～午後６時
保育時間	【保育標準時間認定に関する保育時間 （１１時間）】 午前７時００分～午後６時００分 【保育短時間認定に関する保育時間 （８時間）】 １型：午前８時００分～午後４時００分 ２型：午前９時００分～午後５時００分
延長（時間外）保育	午後６時００分～午後７時００分
休 園 日	年末年始（１２月２９日～１月４日）及び日曜・祝日
準備休園日	３月３１日

9 利用者負担額

① 基本保育料

園児が居住する高槻市が定める保育料をお支払いただきます。

② 実費負担額

基本保育料の他に保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

金額：２０２４年４月１日時点の税込金額

項目	対象児童	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	３～５歳児クラス	給食（ご飯）提供のため	２，０００円/月
副食費	３～５歳児クラス	給食（おかず等）提供のため	４，５００円/月
道具箱	２～５歳児クラス	保育活動の一環として	@ ６４０円
のり	２～５歳児クラス	保育活動の一環として	@ ２２０円

はさみ	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 4 4 0 円
粘土ケース	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 3 5 0 円
粘土ベラ	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 2 8 0 円
粘土板	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 5 5 0 円
粘土	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 3 2 0 円
カラー帽子	1～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 1, 3 6 0 円
鍵盤（メロディオン32）	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 5, 8 0 0 円
鍵盤の唄口セット	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 4 9 0 円
クレパス 1 6 C	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 7 3 0 円
固形えのぐ 1 2 C	4・5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 9 9 0 円
自由画帳	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 4 5 0 円
プラスチックカゴ	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 1 1 0 円
出席ノート	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 4 3 0 円
連絡ノート 0歳児	0歳児クラス	保育活動の一環として	@ 2 1 0 円
連絡ノート 1・2歳児用	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 9 0 円
スモック	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 2, 4 0 0 円
体操服（上：半袖）	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 1, 5 4 0 円
体操服（下：半ズボン）	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 1, 2 1 0 円
なわとび	3～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 5 3 0 円
水泳帽	2～5歳児クラス	保育活動の一環として	@ 8 3 0 円
Y Y P 教材	3～5歳児クラス	教育活動の一環として	@ 4, 4 0 0 円～

上記のほか、遠足代など必要な実費については随時お知らせいたします。

③ 特定負担額

公的な給付額を超えて本園独自の付加的サービスを行うために、次の金額を負担いただきます。

項目	対象児童	内容、負担を求める理由及び目的	金額
Y Y プロジェクト費用	3・4・5歳児クラス	ヨコミネ式学育を行うため	1, 0 0 0 円/月
スイミングスクール	4・5歳児クラス	体力をつけるため	2, 0 0 0 円/月 ※4・2・3月は1回の為、半額。 8月は実施無しの為0円。

④ 延長（時間外）保育料

【保育標準時間認定子ども】

A : 午後6時01分～午後6時30分⇒300円/日、3,000円/月

午後6時31分～午後7時00分⇒300円/日、3,000円/月

例；午後7時00分までの延長保育料は、600円/日、6,000円/月となります。

【2人目・3人目の兄弟関係の延長保育料】

B : 午後6時01分～午後6時30分⇒二人目＝200円/日、2,000円/月
三人目＝100円/日、1,000円/月

午後6時31分～午後7時00分⇒二人目＝200円/日、2,000円/月
三人目＝100円/日、1,000円/月

※四人目は無料です。〔下記、閉園時も同様〕

例；3人兄弟の午後6時30分までの延長保育料は、600円/日、6,000円/月となります。
2人兄弟の午後7時00分までの延長保育料は、1,000円/日、10,000円/月となります。

【閉園時間の保育料：平日午後7時01分から、土曜日は午後6時01分からの時間】

X : 午後7時01分＝閉園時＝500円/30分毎

兄弟関係は二人目＝200円/30分毎
三人目＝100円/30分毎

例；3人兄弟の閉園時の保育料は、

平日19:01～19:30の場合、800円

19:31～20:00の場合、1,600円と30分毎に加算されます。

【保育短時間認定子ども】

- 1型 : ①午前7時00分～午前7時59分＝300円/日、1,000円/月
②午後4時01分～午後5時00分＝300円/日、1,000円/月
③午後5時01分～午後6時00分＝300円/日、1,000円/月
2型 : ①午前7時00分～午前7時59分＝300円/日、1,000円/月
②午前8時00分～午前8時59分＝300円/日、1,000円/月
③午後5時01分～午後6時00分＝300円/日、1,000円/月

短時間から標準時間への切り替え等のご相談は、高槻市保育幼稚園事業課Tel674-7692までお願いします。

※ ・時間決定基準は、受け渡し時の時刻といたします。

- ・日割りか月単位かは、保護者の方で決めていただくようお願いします。
- ・保育短時間認定子どもの時間外保育料につきましては、兄弟関係の軽減はありません。
- ・お忙しい時期だけ月単位での申請も可能です。＝ 一か月単位の申請
- ・月単位の申請（支払）はなるべく前月までをお願いします。申請（支払）された日が有効開始日にはなりません。＝ 早くて翌日から。

10 利用の開始及び終了に関する事項等

- ① 園における入園の選考方法は、高槻市保育幼稚園事業課より選考、決定されます。
- ② 本園では、下記の場合に教育・保育の提供を終了するものとします。
 - (1) 園児が小学校に就学した場合
 - (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号に基づき支給認定が取り消された場合
 - (3) 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申し出があった場合
 - (4) 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めた場合
 - (5) その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じた場合

11 緊急時における対応方法及び非常災害対策

① 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方に連絡し、医療機関へ行く場合も含め、お知らせと確認をいたします。又、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名 西崎 一志 (西崎クリニック)	
	所在地；高槻市如是町2-1-12	電話 072-696-2291
救急隊	管轄消防署；高槻市中消防署	
	所在地；高槻市桃園町4-30	電話 072-676-0119
警察署	管轄警察署 高槻警察署	
	所在地；高槻市野見町2-4	電話 072-672-1234

② 非常災害時の対応

避難訓練	火災・地震・洪水及び不審者侵入を想定した避難訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機・火災通報専用電話機・煙感知器・誘導等
連絡方法	園の固定電話・携帯より保護者の方に連絡しますので、安全カードに連絡先(3箇所)を必ず記載ください。
避難場所	南大樋運動広場
園児の引渡し方法	避難場所へ保護者(又は保護者の方の委任者)のお迎えによる直接引き渡し

12 要望・相談の受付

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、どの職員でも構いませんのでお気軽にお話しください。又、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法でもご相談・苦情を受付けます。受け付けたご意見・苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き書面等で公表します。

当園 ご利用相談窓口	・相談・苦情受付担当者 高島 祥子（主任保育士） ・相談・苦情解決責任者 文 山 晃（園長） ・ご利用時間 9：00～ 17：00 一次受付 ・電話番号 072-676-3344 F A X 072-676-3318
第三者委員	・ XXXXXXXXXX 矢木マリ子 連絡先 XXXXXXXXXX ・ XXXXXXXXXX 西 森 恵 里 連絡先 XXXXXXXXXX

※当園では、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

13 保険に関する事項

保険の種類	総合賠償責任保険・店舗総合保険
保険の内容	治療費・見舞金・傷害・損害・通院・死亡等賠償保険
補償金額	対人 1,000,000 千円 ・ 対物 3,000 千円

14 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

なお、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲で利用します。

○園では記録・記念として行事の撮影・販売を行っておりますが、必要最小限の範囲内[範囲；園内・家庭内のみ]において使用し、又、使用をお願いします。

ご支障のある方は入園時にお知らせください。

☆【保護者の皆様方へ向けて】

・保育参観やその他の行事の撮影につきましては、自分のお子さまを撮られるのは構いませんが、他のお子さまや個人情報のものを撮ることは禁止です。

又、禁止した内容（個人情報）のものをSNS（ソーシャル・ネット・サービス）などに絶対に載せないようお願いします。※内容により載せて良いかどうか判断が難しい場合は、園と当該者〔=被写体；

子どもの場合は保護者の方 〕の承諾を得てください。

上記の個人情報の取扱を守られない方は、対応として全保護者の方に公表とずし保育園の生活・活動面すべての撮影を禁止いたします。

その他の詳細は、本園規程の「個人情報保護法規程」「個人情報保護法規程 細則」を遵守し、取扱いに関しては書面の交付をもって行います。

15 年間行事予定

※季節行事は、お家でも当日行われるであることを想定して、3、4日前を目安に行うものがあります。

月	行 事 内 容
4 月	入園式・進級クラス懇談会
5 月	親子遠足（4・5 歳児）、春の遠足（2 歳児/3 歳児）
6 月	お泊り保育（園外、5 歳児）、プール開き
7 月	七夕、泥んこ遊び（2 歳児～5 歳児）
8 月	高槻祭り（高槻ウェーブ；5 歳児）、盆踊り大会（竹の内小学校；全家庭自由参加） お盆期間保育（希望者のみ）、地藏盆
9 月	観劇会（全クラス・保護者 土曜日自由観覧）
10 月	運動会、秋の芋ほり遠足（5 歳児）、秋の遠足（1 歳児/2 歳児）、クッキング保育（3 歳児）
11 月	保育参観・クラス懇談（3～5 歳児）、おいもパーティー（全クラス）、秋の遠足（3/4 歳児）、子どもサッカー大会（5 歳児）
12 月	クリスマス会、すくすくタイム（0～2 歳児）、おもちつき（5 歳児）
1 月	豆まき
2 月	生活発表会、ひなまつり
3 月	卒園式、お別れ遠足（5 歳児）、体操発表会（5 歳児）、クッキング保育（4 歳児）
※毎月…身体測定、避難訓練、誕生会 ※内科健診（健康診断；4・11 月）、歯科健診（6 月）、眼科検診（5 月；視力検査は職員より年 2 回） ※個人懇談（11～1 月）	

16 その他、利用に際し留意していただく事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9 時 15 分までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、降園予定時刻までにご連絡ください。
発熱のある場合について	発熱・ひどい咳等、体調がはっきりと悪い場合、又は感染症罹患の疑いがある場合は速やかに医師の受診を受けるなど、できるだけ登園は控えてください。

感染症について	感染症にかかった場合は、医師の許可を得るまで（登園許可証の提出）登園は禁止です。
---------	--

17 駐車場の利用に関して

園児の送り迎えは、どうしても車での送迎が必要な方以外は、徒歩か自転車をお願いします。隣の駐車場を利用される方は、「入園のしおり 18. 駐車場利用について」より駐車マナーとルールを守り、子どもの安全や一般駐車利用者・近隣住民の方々のご迷惑にならないようお願いいたします。

遠方の方や事情により駐車利用が必要な方は、担任または事務所までご相談ください。